

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第17号浜中町税条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第17号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第17号浜中町税条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

現条例は昭和25年9月28日条例第2号として制定され、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税及び入湯税の7税目の賦課徴収に関する事項を定め、本町の歳入の根幹である租税について地方税法各法と相俟って、広く町民及び各団体に対する規範として確立されております。制定以来60有余年が経過する間、わが国の著しい経済成長や社会情勢の変化に伴う地方税法の度重なる改正を受け、本条例も実に105回に亘る一部改正を繰返して現在に至っております。この度重なる改正に伴い、総務省が示す条例（例）との齟齬が散見され、改正事務に支障をきたすばかりでなく、条例本来の目的である広く町民各位に知らしめる役割に支障を来す状況にあります。

このことから、今般、本条例を全面改正し、町税の賦課徴収事務に万全を期すると共

に、納税者に対する租税規範の確立の一助としようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、本条例附則第1条において、本年4月1日から施行することとしております。

また、附則第25条から第28条までは、本条例を引用する4つの条例の一部改正で、改正内容は制定番号等であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第18号浜中町育英事業基金条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第18号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第18号浜中町育英事業基金条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、浜中町育英事業基金として昭和35年5月24日発生のチリ

地震津波災害被災者に寄せられたローマ法王の見舞金150万円を原資に被災者の育英事業に寄与するためその運用益により事業を実施してきたところではありますが、近年、その運用益は奨学金の給付までには至らず事務経費の一部として運用しているのが実態で、奨学金の給付には一般財源を充てているのが現状であります。

今回の改正につきましては、既定の条例において運用益のみの給付ではなく、現在まで基金として積立てている3,396万5,000円の原資を取崩して給付できるよう条文の改正をするものと、現状にそぐわない条文を整理するものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第19号浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定  
について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第4 議案第19号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第19号浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

町立保育所は、常設保育所2箇所とへき地保育所5箇所、就労などにより保育に欠ける幼児を預かり子育ての支援を実施しております。近年の少子化から各保育所の児童数も減少していることから、入所児童が10人未満の施設の父母の皆さんと子どもの育ちについての懇談を持ったところであります。このことから、西円朱別保育所に入所する児童の父母、西円朱別連合会との協議から、平成24年度をもって閉じることといたしました。

西円朱別保育所は、昭和50年4月に、季節保育所として西円朱別婦人ホームを利用して開設し、平成7年12月専用施設を建設し地域の子育ての拠点として38年間運営をして参りましたが、将来、保育所としての児童数を確保できる見込みが望めないことから西円朱別保育所を閉じることといたしました。今後においても、少子化による入所児童の減少から本町の保育のありようについて、地域と協議を重ねて参りますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

11番鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 本条例は、私の地元の関係ですから、非常に複雑な思いをしているところでございます。昨年の小学校の閉校に続きまして、保育所までもが閉じざるを得なくなったということは少子化の波に耐えられない現状ですから、やむを得ないなという思いでいる所でございますけれども、この条例に直接的には関係がございませんけれども、昨年の12月に私は保育所の問題について、一般質問をさせていただきました。その結果、この少子化の状況に合わせて、今後の保育所のあり方について、速やかに検討すべきでないかという質問に対し、町長は前向きな答弁をしていただきまして、早速執行方針において保育所運営委員会を立ち上げて、検討・協議をして行くというような報告書が出されていまして、大変敬意を表するところでございますけれども、この機会に保育所運営委員会の今後の取り組みのスケジュール等について、お聞かせをいただきたいなと思います。どの様な日程で運営員のメンバーは、どのような方たちが何名程度なのか。この辺の事も今の段階で決まっていることだけでいいですから、お知らせをして欲しいなと思います。

特にこういった問題については、スピード感が必要かなと思いますので、その辺も合

わせて説明をお願い出来るかと思しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 保育所の運営委員会に関しては、新年度4月に入ってから、メンバーの委嘱等を考えています。実際に会議そのものを開設するのは、5・6月頃からとなります。メンバーですが、今のところ親御さんの代表、それから各関係機関、行政の関係する機関等、以前視察させていただきました松川町の運営委員会なんかも参考にしながら、メンバーの構成をしていきたいと考えております。メンバーについては10人以内で出来れば組織したいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 運営委員会の結論と申しますか、委員会の答申はいつ頃を目途と思っておりますか。その辺を確認しておきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） まず3回から5回くらいの会議の中で、出来れば年度内に結論を得たいと考えておりますけれども、それぞれの議員さんのご意見、それからご要望をお聞きしながら運営委員会の意向にもよりますが、出来れば年度内には結論を得たいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） そのメンバーですけれども、どういうふうな構成、なんていいますか地域的な構成だとか有識者を入れるだとか、色々あると思うのですが、そのことについての構想があるのかどうか。

もう1点は、現在これは保育所が無くなるわけですから、条例としては廃止するということとは分かるのですが、これから将来、地域にどうしても必要になって来るといった場合には、これは復活する可能性があった場合、そういう想定はされていないのか、いるのか。お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 今のところ、先ほどお話させていただいた組織メンバーで予定しておりますけれども、協議の上で有識者、それから学識経験者等をメンバーに加えるかどうかについては、これから検討させていただきたいと思ひます。

2点目ですが、状況によって必要となる保育所があれば当然、この条例に加えて新た

に設置だとか、新しい保育所が必要とすれば当然、この条例に加えて保育所を運営していくという形になります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そうしますと、選定は町長なり誰かが行うということになりますか。それとも原課でやるということですか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○8番（竹内健児君）** 当然、町長の方にも相談を申し上げて、メンバー構成をしたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 私はそういう方向でやるとしたら、十分に今までの保育所の在り方、あるいは統廃合の問題も含めて検証をしっかりと、どうするかという点で十分に論議をしていただきたいと思うのです。統廃合というのは先のことですから、検証がどうしても遅れると、どうしてこうなったかということが、そのまま置かれたまま先に進んでいるという傾向があると思うのですね。やっぱり地域の中で、それだけ今まで果たしてきた役割をしっかりと踏まえて論議をしていただきたい、方向性を見出していきたいと思うのです。

今、少子化、高齢化の問題でどんどん人口が減って行くと、それでどんどん地域からそういう公の施設がなくなっているという点では、非常に危惧をもっている、逆の発想というものがあるのではないかと思うのですけれども、この点が中々方向性としては見出せないまま、どんどん先に進んで行くような感じがしてならないのです。学校の統廃合にしてもそうだと思うのですが、その点十分検証をしていただいて、本当に農村地域、漁村地域ここをしっかりと振興するといっているわけですから、そういう観点で物を考えていただくということを申し上げておきたいと思うので、その点はどうか。

**○議長（波岡玄智君）** 議員にお伺いしますけれども、逆の発想ということを指摘されました。逆の発想とはどういう内容を指しますか。再度説明してください。

**○8番（竹内健児君）** どんどん情報が減ったから、そういうものを無くして合理化していくというような考え方があるわけですが、これは逆だと思うのです。その地域に目指した歴史的な役割を果たしているという点では、やはり残すことも一つの方法だろうというふうに思います。そういう地域が過疎を逆手に取るということで、しっかりと地域の意見を聞いてどうするかということをやっているわけですね。学識経験者や、その他

の人の意見を聞いて進むのではなくて地元の意見をしっかりと聞いた上で、どうして行くかということが大切だと考えます。

これは、地産地消なんかでもそうですね。お年寄りの力をしっかりと力にして、そして道の駅で地産地消の産品を売って行くということで、非常に潤っている地域もあるわけですから、私はそこの地域に貢献者を作って行く上でも、地元で育てるその力が大切だと思うわけであります。そのことで逆手にとるという意味合いでいっています。

**○議長（波岡玄智君）** このことは課の問題ではなくて、浜中町の人口減に対する問題等々を含んでいる極めて総括的な課題ですので、今の発言に対して町長から現状認識に差異があると思いますから、そういうことも含めて町長から答弁を願います。

町長。

**○町長（松本博君）** 十分に検証されたいということでありますけれども、この間保育所を閉所してきたという部分については当然、これからの検証も必要だと思いますけれども、苦渋の選択の結果ここになったと。これは地域の意見といいますか、地域から地域でそういう方向を作ってきて、ここにいかざるを得なかった苦渋の選択だと私は思っている。決して何処どこの保育所は閉所してもらいたいというふうには、行政の方からいえたことではありません。保育所だって間違いなく教育の場だと思っています。教育の場を含めて少人数で果たして良いのかということで、今日に至ったことだと思っているとあります。議員いわれたしっかり検証してもらいたい、このことは検証して行きたいと思っていますけれども内容としては、そういうことだと思っています。

それと、しっかり地域振興は地域振興で我が町の、町づくりの基本としていますので、地場産業の振興ということでしっかり位置付けていますので、そこについては必死になって産業の振興を守って行く、その決意でこれからも町づくりを進めて行きたいと思えます。ここでいっている将来、保育所運営検討委員会というのは、どういう形が一番保育所として良いのか含めて、これからの運営、これからの保育所のあり方、そんなところが関係する親御さん、そしてまた地域の方々、学識経験者も含めて、どうだろうという議論をこれからさせてもらいたいと。ぜひしっかりと方向を出来るだけ早い時期に出して、また皆さん方に方向を示して行きたいと思えます。そしてしっかりその子供たちの子育てを、そして地域振興をしっかりやって行きたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第20号浜中町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第20号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第20号浜中町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、平成3年度にコミュニティ助成事業により整備されました、霧多布一新会地区にある公園につきまして、屋外遊具の老朽化が激しく、使用に耐えない状況から、まちづくり懇談会において管理をお願いしている町内会より交換してほしいとの要望があり、この度、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付を受けて遊具の整備をすることから、本条例に浜中町児童遊園地として位置づけるものであります。

また、奔幌戸児童遊園地につきましては、現地確認の結果、すでに児童遊園地としての役割を終えていることから廃止とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 奔幌戸児童遊園地は、もう既に役割を終えたということをいわれておりますけれども、児童が居ないということなののでしょうか。そのの当たりもう少し詳しくお答え願いたい。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 奔幌戸の児童遊園地につきましては、学校の隣、神社の境内の淵というのですか、そこに児童公園として沼を造って鯉を放していただいたり、色々地元で管理や造成等をしていただいで来ました。奔幌戸地区児童の減少は著しくて、本当に子供の少ない、1人か2人くらいになっています。それで、自治会長さんとも色々話をさせていただいて、自治会としても、これ以上、管理運営をするのは難しいということから、今条例から削除させていただくものでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、1名か2名といいましたけれども、正確には何名ですか。それで非常に少なくなってきたら、地元の自治会でも管理は難しいという点で、地元の方から申し出があつて削除すると。遊園地としての役割は終えたという判断で、そうしたということですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 正確な数字ではありませんけれども、幼児で1人、保育所の園児で2人になっています。学校の生徒の数までは確認していなかったのですが、極端に子供の数が少ないというのは現状としてある為に、自治会としても児童遊園地を廃止するという結論に至っています。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 正確に児童生徒・幼児も含めて何名かというのは把握されていないと。だけど地元からはそういう話が出たからということですね。非常に曖昧だと思うのですが、現在そういう公園、遊園地等を幼児・児童生徒が全く何年かに渡って使っていないと。それで危険性もあるという所があるのですか、ないのですか。自治会からもその管理が難しいといわれていて、相当荒れているのかなという感覚があるのですが、そういう点で遊園地の遊具だとかは、しばらくの間修理等はしていないということですか。その辺りを明確に述べていただきたい。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） そばについては時々行って状況を見させていただいているわけですが、奔幌戸については池に架かっている橋が崩れ落ちていたり、池の周りが崩れたりしていて、自治会としても修復する予定はないということでしたので、今回条例の方から落とすという判断をさせていただいております。

○議長（波岡玄智君） 他に質疑ありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） ただ今の児童遊園地の設置条例の関係ですけれども、新たに増える霧多布児童遊園地の関係ですけれども、どういう経過で設置することになったのか。この辺をまずお聞きしたいと思います。合わせて予算で聞けば良いのですが、当初予算で遊具の購入費ということで350万円要求されております。その遊具は一区の霧多布の児童遊園地に優先して配置されるのか。遊具の種類についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 一新会にありました公園といいますか遊園地の経過につきましては、町長行政報告で申し上げましたとおり平成3年度に宝くじ助成によって、地域の子供たちの遊び場として自治会の青年部に管理をしていただいて、ブランコ、シーソー、ジャングルジムなど、それと木製のフェンス、トイレなどを設置させていただいて公園として整備をしております。その後、年数も経過しまして、青年部の方には、ペンキ代等も現物給付させていただいて、管理運営を図ってきています。

今回、自治会の方から遊具の中の鉄が腐ってきて使用に耐えない状況になってきているので、替えて欲しいという意向で、どのような形で替えるかという協議をさせていただきましたけれども、それらの複合の遊具、予算では新年度予算になりますけれども、350万円で一基の遊具になります。シーソー、ブランコ等複合ですから、いろんな遊ぶものが組み合わさって出来ている一基の遊具になります。このたび、本条例に載せる理由としては防衛施設周辺整備事業によって、その遊具をするためには、この条例に位置づけることが条件となっているためによるものです。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 大体経過は分かりました。町内会の方から要請があったということですね。実は過日議会と商工青年部との懇談会がありました。その時も商工青年部

の方から、霧多布市街地については遊園地といいますか、子供達が安心して遊べる場所が無いと。これを何とかしてくれというような話がされておりました。もっと大きくいえばMO-TTOかぜての辺りに中標津にあるような遊具施設をという考えも、そういうことも聞かされました。是非、その辺も含めて今後、検討していただきたいと思うのですが、そういう考え方を持てるかどうか。確認したいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 今議員の方からMO-TTOかぜての利用、この遊具等においてどうだということでございますけれども、現在、年度は分かりませんが、21年度頃に遊具を置かせていただきました。利用等については、フィールドの部分多くの方々に利用していただきたいということで、遊具設置をしておりますので、今後の状況については、それらのことを含めて利用度また、促進があるのかどうか、現状としていろんな方々が多目的に使用しております。その中で検討させていただきたいなと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 今後、検討したいという話ですけれども、中標津にあるゆめの森公園ですね。あそこにある遊具施設は道で作ったものだと思うのです。あそこは年間相当な集客が見込めると、MO-TTOかぜての敷地も結構ありますので、あの規模の遊具があれば、町民のみならず他の地域からも来て活性化すると思うのです。そんなことも含めて将来、構想として是非持っていただきたいと思っているのですけれども、その辺の考え方、もう一度お願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 議員おっしゃるとおり、このMO-TTOかぜては交流の施設という形の位置付もしております。多数の方々がご利用になっておりますので、それらを踏まえて前向きに検討して行きたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 1番田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 単純に疑問のある点をお聞きいたします。今回交付金を利用するに当たって、遊園地としての位置付けで条例を制定するというお話でございます。その前まで霧多布のこの施設は児童公園という名称だったのかどうか。この児童公園と児童遊園地という用語の違いによって何が違うのか。管理体制、今伺っていますと奔幌戸

の遊園地も地元で管理されていたということでございます。例えば遊具の年1回ないしの、要は危険か危険でない点検等含めて、霧多布の場合は遊園地という位置付になった時に、そういうメンテといいますか、そこら辺は何処が管理するようになるのかを、まずお聞きいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** この度の公園と遊園地の違いですけれども、公園というのは遊園地よりも、もっと公義的な色々な意味で幅広く使われると思っています。遊園地につきましては、昔は町内会の広場とか、そういう所を遊園地とっていたようですけれども、最近はレジャーランドだとか、大規模な遊具があるところも遊園地というふうに位置付けられています。主に子供が遊ぶ所ですので児童遊園地という位置付けを、昭和52年から本条例によって定めさせていただいておりますので、当時の遊園地、レジャーランドではない遊園地という形での名称を、そのまま引き継いでいる形になります。

それと点検管理ですけれども、点検管理につきましては、当然、地元の自治会青年部などにもお願いしておりますし、町としても1、2回以上になりますけれども、現地に行って確認をさせていただいております。今後もそのような形で地元をお願いをしながら、担当としても遊具の点検を1年に1、2回させていただく予定であります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 今の説明を聞いていますと用語の違いでは、そう大きな違いはないと。だけど、今回交付金を利用するに当たって、こういう形になったというふうに解釈してよろしいと思いますけれども、奔幌戸の廃止になるであろう遊園地につきまして、ここも多分遊具はございますよね。この廃止になった後の遊具を、それをそのまま放置しているというわけには行かないと思います。撤去しなければ当然、危険が伴うわけですよ。ここら辺はどういう対応をなさるのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 奔幌戸地区の児童遊園地につきましては、設置設備について橋ですとか池等は、自治会の方で設置いただいたものです。なるべく早い時期に自治会と協議をして、自治会の方で出来れば撤去していただくようにと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 遊具等は無いということですか。それともう1点、奔幌戸児童

遊園地が条例に制定されているということは、過去に交付金を利用してこういう形になったのか、違うのですか。これはどういう位置付けで奔幌戸の場合は条例に制定されていて、霧多布の児童公園は今まで条例に載っていなかったのか。この経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） シーソーやブランコ等といった遊具、木製も含めてですが、遊具は存在はしていません。先ほどもお話したとおり、池を造って鯉を放して、その上に橋を架けたりというような状態でした。奔幌戸の経過ですけれども、浜中、奔幌戸、この度の霧多布も含めて、土地取得の要件だとか補助の要件だとか、そういった要件の中で条例制定を求められたものについて、児童遊園地として位置付けして条例の方に載せさせていただいているということでございます。

○議長（波岡玄智君） 説明の答弁の内容が、私自身も良く理解できませんので、特例として、もう一度、田甫議員質問の機会を設けます。

○1番（田甫哲朗君） 規程に載せるにあたっての基準があったのか。では何故、霧多布の今まであった児童公園は載ってなく、今回交付金を利用する為に条例に載せなければならないということで、こういうふうになったんだということであれば、奔幌戸の時はどうだったのですかということをお聞きしています。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 奔幌戸については、土地の取得の際にそういう条件があったものと理解をしています。前からもそうですけれども、国有地の隣接だとか、そういったものの大蔵との条件だとか、土地を取得する際に児童公園として条例として位置付けしなければならないものについて、条例に載せさせていただいているのが現状です。

○議長（波岡玄智君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第21号に入る前に、会議を一時中止いたします。表題につきまして誤りがございましたので、事務局から説明をさせます。

(中止 午前10時45分)

(再開 午後10時46分)

○議長(波岡玄智君) 事務局の事務的なミスでございます。お詫びを申し上げます。  
会議を再開します

---

◎日程第6 議案第21号浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第21号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第21号浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、福島復興再生特別措置法の制定に伴い、居住制限者に対し、入居者資格の特例措置を講じる必要が生じたため、本条例に規定の追加をするものです。併せて、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、従来の明け渡し勧告を省略し明け渡し請求ができることへの改正及び、一部名称の改正をするものでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番(竹内健児君) 暴力団の問題がありますけれども、これは判明した場合といわ

れていますが、実際に何処かからこの人はそうですよということが、町の方に入るのでしょうか。多分、外からは分からないのではないかと。これはどういう時に判明するのですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただ今のご質問でございますけれども、これは町の管理条例にも載っていますけれども、実はこの間、警察の方との連絡協定を結んでおります。それで警察の方から分かっている場合は、町の方に情報提供ということで来る場合もあります。

また、日常管理する私どもの方で言葉は適切でないかも知れませんが、この人は怪しいなということがあれば、照会をかけるそういう協定を結んでおりますので、その中で判明した場合という意味でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第22号浜中町指定居宅介護支援事業所条例を廃止する条例の制定について

◎日程第8 議案第23号浜中町精神障害者ホームヘルパー派遣条例を廃止する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第22号及び日程第8 議案第23号を一括議題

とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長

**○町長（松本博君）** 議案第22号浜中町指定居宅介護支援事所条例を廃止する条例の制定について並びに、議案第23号浜中町精神障害者ホームヘルパー派遣条例を廃止する条例の制定については、関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

平成15年4月1日より障がい者や精神障がい者への身体介護、家事援助、移動介護、日常生活支援等の福祉サービスを提供して参りましたが、平成22年4月1日より浜中町社会福祉協議会において、社協介護センター「えぞふうろ」として、障がい者、精神障がい者、高齢者の居宅介護サービス事業や、人工透析患者の移送サービスを開始し、3年を経過しようとしており事業所としても軌道に乗り、安定したサービス提供が図られていることから、この度、本条例を廃止しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第22号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第22号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案23号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第24号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案の理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、霧多布の諏訪良夫氏、茶内の田中裕作氏、散布の田畑睦男氏の3名でありましたが、諏訪氏の平成24年12月15日死亡に伴い、新たな委員の人選を進めていたところですが、この度、霧多布東1条2丁目44番地で商業を営む松村嗣弥氏を最適者と認め、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。同氏は、浜中町観光開発審議会委員、浜中町商工会理事、釧路地方法人会浜中支部副会長を歴任されるなど、地域の信望も厚く、また固定資産に精通しているその識見から、適正・迅速、かつ、公正な判断力をもって業務に当たっていただけるものと認めるものであります。

なお、任期は平成25年4月5日から平成28年4月4日までの3年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は選任に同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第10 議案第25号平成25年度浜中町一般会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第25号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第25号 平成25年度浜中町一般会計予算につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。予算の総額は、61億5,249万2,000円と定め、前年当初より、21.8%、17億1,050万2,000円の減額となります。

平成25年度予算につきましても、前年度と同様にまちづくりの基本姿勢である地場産業の振興を柱に、町民と協働による開かれたまちづくりの実現に向け編成したところであり、大変厳しい地域経済と町財政ではありますが、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画を指針として、町民福祉の向上と活力ある地域社会づくりに向け、諸施策を推進してまいります。

本年度予算の特色につきまして、主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、公の集会施設維持管理に要する経費で公の集会施設改修工事1,083万円、地域振興に要する経費で茶内農村地区パークゴルフ場トイレ新築工事259万4,000円、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費でルパン三世フェスティバル事業補助など720万6,000円、地方バス路線に要する経費で、地方バス路線維持対策補助1,940万5,000円、3款民生費では、その他児童福祉に要する経費で児童遊

具購入として霧多布児童遊園地遊具購入費350万円を計上、児童手当支給に要する経費は、1億834万円、4款衛生費では、広域救急医療対策に要する経費で、電話健康相談委託料134万円、5款農林水産業費、1項農業費では、農業基盤整備に要する経費で、浜中東部地区道営草地整備改良事業負担金など、4,938万円、2項林業費では、林道に要する経費で、林道開設工事など、916万1,000円、有害鳥獣被害対策に要する経費で、エゾシカ等有害駆除委託料770万円、3項水産業費では、水産行政に要する経費で、餌料保管施設冷凍機更新事業補助250万円、栽培漁業に要する経費で、北海道環境・生態系保全活動支援負担金1,330万円、漁港整備に要する経費で、丸山散布物揚場整備工事1億5,000万円、港湾整備事業に要する経費で、霧多布港暮帰別地区改修工事など、2,182万1,000円、海岸整備事業に要する経費で、霧多布港海岸陸間改良工事など1億808万7,000円、6款商工費では、商工団体助成に要する経費で町商工会補助として、1,900万円を計上しておりますが、このうち500万円はプレミアム商品券発行事業に対する補助、100万円はルパン三世活用商店街活性化事業に対する補助であります。7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、町道維持業務委託料4,000万円、町道除雪業務委託料4,000万円、町道維持補修工事4,850万円、町道整備事業に要する経費で、町道改良舗装工事として火散布2号道路分2,300万円、公営住宅建替に要する経費で、今後の新築工事に係る地質調査及び実施設計委託料920万円を計上、8款消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、消防救急デジタル無線整備事業分7,661万2,000円など、総額3億8,307万9,000円の一般財源を負担するほか、災害対策に要する経費で、津波防災避難道基本調査設計、監視カメラ設置工事など総額で7,008万6,000円を計上しております。9款教育費では、小学校費の小学校管理運営に要する経費では、校舎等補修工事として浜中小学校校舎改修工事1,887万9,000円を含む2,838万6,000円、中学校費の中学校管理運営に要する経費では、霧多布中学校の耐震補強工事实施設計委託料385万9,000円を計上、高等学校費では、高校管理運営に要する経費で、校舎等補修工事として校舎屋上防水改修工事2,543万1,000円を含む2,567万5,000円、保健体育費では、大規模運動公園管理運営に要する経費で、施設改修工事として町民温水プール屋上防水改修工事費561万8,000円を計上しております。

以上、これらのうち投資的な経費は、予算額の12.2%を占めております。

繰出金につきましては、国保会計に4,846万2,000円、後期高齢者会計に2,085万2,000円、介護保険会計に5,357万3,000円、診療所会計に1億1,727万3,000円、下水道会計に3億4,953万3,000円、水道事業会計に4,542万円、合計、6億3,511万3,000円で予算額の10.3%を占めております。10款公債費は、8億1,288万2,000円で予算額の13.2%、11款給与費は、12億9,568万5,000円で、予算額の21.1%となっております。

一方、これら歳出に要する財源につきましては、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初より8,000万円減の33億円、地方譲与税は760万円減の1億2,680万円、地方特例交付金は110万円減の360万円、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金は前年同額の230万円、地方消費税交付金は80万円減の6,290万円、自動車取得税交付金は前年同額の1,430万円を計上、これらは歳入総額の57%を占めております。

また、町税は、現在所得申告をとりまとめ中ではありますが、全体で2.3%増の6億2,574万5,000円で、歳入総額の10.2%を占めております。

国・道支出金は10.6%を占め、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で5.1%、諸収入は2.1%、繰入金は、前年度対比2億4,986万1,000円増の4.5%、建設事業等に係る地方債の借入額は前年対比55.8%減の6億4,108万円、歳入予算額の10.4%とし、更には財政調整基金を2億6,000万円取り崩すこととし収支の均衡を図っております。

全般的な財政状況としましては、人件費・扶助費・公債費の義務的経費は歳出総額の構成割合で見ますと、40.4%と高い状況にありますので、今後も財源を見通した事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に、第2表債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合のパソコン譲渡代金の支払契約に係るもの、同じく車両譲渡代金の支払契約に係るもので、いずれも期間は平成26年度から平成29年度までとし、限度額はそれぞれ購入価格2,196万8,000円と411万6,000円に対する利率2.0%の年賦金の合計額に相当する額から平成25年度の年賦金を控除した額で設定しようとするものであります。

次に、第3表地方債は本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第25号について提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） （議案第25号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 議案第25号の補足説明中ですが、この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時 1分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案25号の補足説明を続けます。

税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） （議案第25号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時56分）

（再開 午後3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第25号の質疑を行います。

質疑の都合上、歳出36ページ1款より順次行います。

1款議会費の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、2款総務費の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 2点程質問させていただきます。もうちょっとあるかもしれませんが。61ページ地域振興に要する経費の16節、原材料費苗木代が41万6,000円計上されております。これについては、道道霧多布岬線の花壇ボックス植栽にかかわる苗木代とっておりますけれども、方針が確定したと思うのですね。今、霧多布市街の三区の途中まで共和会と中央会の一部が緑化されていない状況になっています。そこに町の方針として緑化をすると決めた結果、41万6,000円の予算が付けられたと思っているわけですが、その時の釧路振興局建設管理課との協議の結果、それか

ら今後、いつ頃この苗木の植栽をするのか。木の名前と株数を教えていただきたいと思っています。このことについては、町内会の方にも周知されているのかどうか。その辺も含めてお願いをしたいと思います。

それと同じページ、ルパン三世活性化プロジェクトに要する経費であります。これについては、昨年6月の一般質問で、道の補助を受けて町が事業主体で行う2年間の事業が完了するので、何処が事業主体になるのかということで確認をしました。結果、答えは商工会が中心になって既存のプロジェクトをもって展開するという話でありました。私は行政が事業主体となるのは止めて商工会に、このプロジェクトに必要な予算を一括補助した方が、商工会としても事業主体としても、やり易いのではないですかと伺いました。答えはそのように考えていると。更に事業別予算の項目もなくなるんですねと伺いましたら、町との契約の著作権絡みもあるので、その部分については、商工会と契約出来るか確認が必要なので検証させてくださいということでした。

今、この事業別予算があるということは、商工会等著作権を有する会社との契約は出来ないとなったからなのかと思っておりますが、その辺の確認をしたい。

それから、事業展開は基本的には商工会が行うとしていますが、モンキーパンチ&ルパン三世 de 地域活性化プロジェクト、これが町も商工会も色んな団体が入っているということで、大きなプロジェクトになっているそうですが、どこが事業主体となるのか、商工会になるのか、まだはっきりしない。そして文化センターにおいて、モンキーパンチコレクションの管理、これは実際どこでやっているのか。この辺も確認をさせてください。お願いをします。

それから、75ページの地方バス路線に要する経費であります。負担金補助及び交付金の地方バス路線維持対策費、これについては23年の12月定例議会でも聞いていますし、昨年確認しているところでもありますけれども、今年最終予算12月に補正した210万1,000円と同額の1,940万5,000円を、予算付けをしているということですけれども、この算定の仕方については、運行経費から収入を差引いて国・道の補助金を除いて、関係市町村で案分して出された額を補助しているということですが、改めてその経営努力をしているのかどうかという部分が良く見えない。青天井ではないかという何回もそういう話が出てくるのですけれども、その経営の努力の部分について確認をしているのかどうか。それと関連して、これから高齢化がどんどん進んでくるとすれば、やっぱりお年寄りの足としてバスは必要です。ですから、この制度

については今後も必要だと思うのですけれども、ある地域からいわれました。丸山散布です。私23年12月にも聞いたと思うのですけれども、丸山散布地区に釧路バス、ちようど丸山会館前辺りまで入れないかいということ聞いたような気がするのですけれども、その時は確か、今は返事が出来ないけれども協議してみますか、検討しますという答えがあったような気がするのですが、その辺、含めて今後、見通しとしてあるのかどうか。確認をして行きたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課主幹。

**○まちづくり課主幹（大橋務君）** 7番議員さんの質問にお答えします。

まず振興局との経過ということですが、昨年の12月27日年末になりましたが、釧路総合振興局建設管理部厚岸出張所維持係の主査、それと室長と相談をさせてもらう時間を作りまして、こちらの方から課長と伺ったわけですが、その時点では植栽にかかる防草シートの所の敷設されている物を全部剥がすということは、やはり困るということで、まだ管理期間もありますので、それはしないでくれというお話をされたものがあります。

ただ、こちらの方としましても、やはり一の通りの景観が優れないということも確かにありましたので、統一した形で作業を進めたいということから、そのお話をさせてもらいましたところ、一部を切ってしっかりと木を植えてまた戻してもらうということであれば、それは構わないということで許可をいただきました。花のこともお話をしたのですけれども、花についてはたくさん穴を開けてしまいますので、それでは折角の防草シートが駄目になりますから、出来れば木だけにさせていただけないかというお話もありました。

当方でその後、業者さんに前段である程度資料をいただいたものですから、どんな木が良いかということ相談させてもらっているのですけれども、木につきましては、シンパクという木を植えて行こうと考えております。その植栽の防草シートのところにつきましては、全て植えさせていただくということと、それから防草シートを敷いていないところにつきましても、やはり統一しなければならぬという考えから、現在あるモンタナ松それにつきましては、密植になっている部分については抜く、それと疎らになっている部分、もしくは枯れているものは撤去して、そこにシンパクをしっかりと植えていくと考えております。本数ですけれども、植栽柵の部分につきましては、橋のたもとから敷設している全ての部分について34本、それから敷設シートがないところにつき

ましては、残り一応80本を確保しているのもですから、残分を調整しながら植えて行こうと考えております。

町内会の関係ですけれども、その後になります。1月16日に、また自治会長さんを集まって頂いて相談させてもらいました。この敷設にかかる部分についての植え込み、それからシートがないところにかかる植栽についても、それぞれ町内会長さんと調整させてもらいながら、やはり反対される方もたくさんおありまして、中々一長一短で済むということにはならないのですけれども、粘り強くといいますか、しっかり調整させていただきながら、自治会長さんと何回か相談をさせてもらって、その中で植栽の方を進めて行こうと考えております。それから時期ですけれども、業者さんの方に確認しましたところ、木を植えるという作業については、この地域の気候もあるのですけれども、やはり7月くらいが適当だというお話を伺っております。よって今年の7月くらいに作業に入れるようにと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** ルパン三世の取り組みについてのご質問でございますので、3点質疑にお答えをさせていただきます。

まず1点目、町での主体的な取り組み、6月の時に私の方からお話をした、まず著作権行為それと管理、これは町が責任を持ってやってくれという条件が、このプロジェクトの中の条件の一つにありました。一応何回かの打合せもしているのですけれども、これは町が主体的にやって、その中で各団体がやることは良いのだけれども、交渉またそれに取組む姿勢は、町にしっかりとやってもらいたいということで、この条件になったということで今取り進んでいるということでご理解していただきたいと思います。

それと、プロジェクトの主体でございますけれども、現在、再編成をかけて新たな形の中で4月から取組むということで、ルパン三世プロジェクト、地域活性化自体の名前は変わりませんが、事業母体としての中での役割は、やはり地域一体となってやってくるという組織での構成員を変えながら、商工会が事務的な部分を今後やっていくということで進めておりますので、その中で4月以降の展開になってくると思っております。

それとコレクションの管理の関係ですけれども、先ほどいったように、これも著作の部分借りる、そして何を使うか、そういう部分も著作権調査、それとモンキーパンチ先生との交渉があるものですから、どうしても町がそこでやらなきゃいけない。そして町

がしっかりと考え方を示して、それでこの事業を運営していくということですから、このコレクションについては、町が管理をしているという形になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** それでは地方バス路線の維持対策補助について、お答えをして行きたいと思います。今回の予算額の算定の方式については、議員がおっしゃった内容でございます。

また、釧路バスさんと根室交通さんに補助を出しているのですが、事業者の経営努力について確認されているかというご質問だったと思います。何度かそういった部分では協議はしてございます。ただ、この中で主に釧路バスさんでございますけれども、まず1つにはゆうゆ・浜中線があるのですが、これについては、JRに接続出来るように路線は維持したい。また、ゆうゆ・釧路間については通学生の足、あるいは病院等に通われる方々の利便性を図るような時間帯とコース、そのような形で、そういう努力はされているようであります。ただ如何せんやはり利用される方が、残念ながら浜中を例に取れば、年々減少してきているという実態、この部分での利用客をどう掘り起こすかということが正直、釧路バスさんもこういった方法というのは、持っていないとってました。ただ、正確に統計を取っていませんので、ルパンのラッピングバスの利用者は、観光客になるかと思うのですが、若干増えているというお話は去年の暮にありました。今後どのような形で入客が増やせるか、ちょっと具体的に改善策は見出してはございませんけれども、その辺は常に確認をしながら、経営努力も一層してもらおうということで常に協議する対象にはなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それともう1点、丸山散布の会館の前までバスが入ってもらえないかというお話だと思っておりますが、多分、川村議員勘違いをされているかと思うのですが、去年はそういう質問を受けた記憶がありません。ただ一昨年、加藤議員さんがそういう質問をされまして、その時に釧路バスさんともお話をしましたし、加藤議員さんは直接釧路バスさんの方にも出向かれて、色々お話をされた経過があったみたいです。そのお話によれば、やはり採算面で丸山の中に入るのは難しいというのは、釧路バスさんの回答だったようです。あと、詳しく加藤議員さんと釧路バスさんで、その辺はやり取りされていたみたいなので、詳しい中身は聞いておりませんが、採算面から難しいというお話だけはいただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 花壇ボックスの植栽の関係ですけれども、内容については分かりました。詳しく回答いただきました。ただ私、いっておきたいのは、町内会の皆さんと1月16日に面談して話し合いもしたと、その中で反対もあったということですが、これはそもそも前段、前にもいいましたけれども、そのモンタナ松を取ってしまったというのは、それは町内会と役場だけの話だと。土木現業所の財産ですから、それを一方的に取ったということですから、敢えてこれは町内会にその話をする必要はないと。これは町と土木現業所の関係で対処できると私は思っているのです。

ですから、その辺ははっきり過去の過ちは過ちとして、行政は認めて町内会の皆さんに声をかけてしまったというのは、やはり問題があったと認めてくださいよ。その辺は同じ認識でないと、町内会の皆さんに責任転嫁させたというようなことになるわけですから、あくまでも行政の責任で町内会との話を、鵜呑みにして聞いて取ってしまったと。土現に協議しないで取ってしまったというのが発端ですから、その辺だけは押さえておいて、今、主幹からお答えがあったような形で是非進めていただきたい。一の通りはメインストリートですから緑化はきちんとすべきだと。花については無くても、統一した緑化が推進されるということで良いと思います。その辺そういう方向で進むかどうか、もう一度確認をさせてください。

それとルパンの関係ですけれども、著作権の関係については、今課長がいわれた通り町との関係だということですから解りました。それで今回のプロジェクトに要する経費というのが残ったということのようです。それで、負担金補助及び交付金の中にルパン三世フェスティバルに関する事業補助が計上されていますが、今回予算組された経費の中で、著作権以外の部分については、私まとめて総務費の負担金補助及び交付金の中で、商工会にやった方が商工会の方でやり易いでしょうという話をして、その通りですねという答えをいただいたにもかかわらず、こういったものが残っていると。フィギュアも含めてですね。昨年もフィギュア買っていますよね。去年は等身大のフィギュアが100万円、プロモーションキットが64万円という形で予算も取っていますし、今回改めてまた52万5,000円も出てきているのですけれども、その辺の考え方をきちんとやはり分けるべきじゃないかなと思うのです。町が責任を持ってやる部分は、これとこれですよと。それ以外のものについては、使いやすさなりのことを考えた場合には、商工会に一括してやった方が使いやすんじゃないですかと私は思っているのですが、嫌

そうじゃないというのであればその旨の考え方を示してください。

それから地方バス路線の関係については、確かに、この維持対策費に関しては、質問はしているんですよ。記録に残っているから、質問はしているのだけれども、ただ丸山散布の奥まで入ってくれという話はしたのかどうかは、ちょっと分からないものですから、今指摘されたようなことかも知れません。それは、私否定はしませんので、その様に押さえてもらっても結構ですが、やっぱり地域要望としてあるんですよ。高齢化になってきて車が運転出来なくなっている、そういった人方が釧路の病院だとか買い物をする時に、あそこの前まで歩いて出るというのが大変なようなんです。ですから、ちょうど奥まで石橋組さんまで入ってくれという話ではないけれども、ちょうど中間の会館の前は折り返しが出来ますので、あの辺までは入ってくれないかいという声が地域からありますので、再度その辺の確認だけ機会があればしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課主幹。

**○まちづくり課主幹（大橋務君）** 確認ということでお話をいただきました。木を抜いてしまったということは、確かにこちらの方の手落ちもありまして、本当に整備をしっかりと出来なかったということで反省はしております。この植栽柵の管理につきましては、1月の1回だけではなくて自治会長さんの方、それから観光協会さん等も含めまして、これからも何度か殖栽柵にかかる町の景観美化、ここの一の通りの植栽柵については霧多布地区のメインストリートと確かに意識しておりますし、大切なものだと思っておりますので、直ぐに全部が整備とはならないと思っておりますけれども、その辺は、町並みの整備と観光面を含めて、しっかりとまちづくりを進めて参るというふうに考えておりますので、ご理解を願ひたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** ルパンフェスティバルの関係でございますけれども、私の説明も悪かったのかなと思ひますけれども、フェスティバル等につきましては、事務局等は商工会が、ただし主体的な事業の取り組みについては、ルパン三世フェスティバル実行委員会というのを立ち上げて、今組織をもってその中で広域的な形で地域の中を巻き込んでやって行くということで取り組むものですから、この中で行くとどうしても、このプロジェクトの事業の中で取り組んでいくということで、補助を私たちの方で出すということでさせていただきました。商工会の補助ということですが、そう

ということではなくて、実際に実施母体が組織形成をして、そこで産業団体様々の方を巻き込んでいるのですけれども、実際的には商工会で詰めているのですけれども、そこで組織をして、各事業の展開をするということであるということですから、団体に補助をするという形でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 地方バス路線の関係で、丸山散布まで乗り入れが出来ないかということでございますけれども、おそらく4月に入りますと直ぐ協議する機会があるかと思っておりますので、前回のお話を聞くとかなり厳しいようなお話でしたけれども、再度、要請してみたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 一点だけ、花壇ボックスの話と地方バス路線については了解をしました。是非、そのような方向で一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。一点だけルパンフェスティバルの関係ですけれども、実行委員会に対して町から補助をするという形をとりたいというのですけれども、先ほどの答弁でいくと、プロジェクトの主体については、再編成して地域一体で商工会が進めるという答えをされておりましたよね。そのプロジェクトを再編されたら、その再編されたところが実施主体になるのではないですか。そこに補助するような形であれば分かるのですけれども、その補助事業も2年間続けてやってきて、いつまでも町が事業主体でやって行くべきものではなくて、それぞれ商工会なり、こういうプロジェクトに主体を預けて、どうしても著作権の関係等で町が契約しなければならないものは残しても仕方がないです。運営しやすくする、やはり地域の活性化、商工会、商工業の活性化を図る、この霧多布地区の宝島の活性化を図るという部分からすれば、そういう方向が良いんじゃないですかと、そういう方向かなと思ったら町が事業主体で実行委員会が補助するという話ですので、その辺が見えないので、もう一度、その辺をすっきりさせてもらいたいなと思うのですが確認します。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 今、事務局の話をしましたけれども、商工会全体的な骨格づくりの再編をさせていただいております。まずは、ルパン三世プロジェクト地域活性化事業、これは1つの母体、同じような名称で再編をしていきたいという形でやって行きます。組織自体の再編をかけて協議をして、全体的な事業の部会組織も立ちあげの中で、色んな形でそれぞれやって行こうと。そして、その中の主体の1つがルパン三

世フェスティバル、この部分については、実行委員会組織の中で、この事業を取り組んで行こうかという形で進めております。ですから組織が複雑にはなっているのですけれども、現状では、このプロジェクトチームの中のひとつにあるのですけれども、実行委員会組織で、そこの事業だけは取組んでいく、そこに予算を入れるという形で今やっています。

**○議長（波岡玄智君）** 特別にもう1回だけ許しますから、質問者も答弁がわかり易いように質問してください。

川村議員。

**○7番（川村義春君）** 負担金及び交付金で、ルパン三世フェスティバル事業補助というのがありますが、これを今回再編される、そのプロジェクト名の何処どこに補助するというのでしたら分かるんです。いっている意味分かるでしょ。ところがいきなりフェスティバル事業ですから、事業はこれを実行委員会に補助するんだったら、実行委員会補助とするとか、これは町がやる事業に見えるんです。ですから、そういう部分を確認したいということで、そういうことですから。

**○議長（波岡玄智君）** これが最後ですよ。

まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** ルパン三世フェスティバル補助金、この補助金については、先ほど話したとおりルパン三世実行委員会という組織補助に、私達の方で出していくという形になるのですけれども、名称等がルパン三世フェスティバル補助という形で書かれているものですから、その辺の食い違いがあるのかなと思っております。

ただし、補助事業としては、この実行委員会体制の中に補助をして行くという形で持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 1番田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** まずは59ページ、インターネットに要する経費で、これに関しては決算委員会場で、もう少しタイムリーな更新は出来ないのかというお話を踏まえての増額かなと捉えているのですけれども、金額が35万6,000円で、総額11万2,000円、先ほど税財政課長の説明で聞き間違いかもしれませんが、この部分で議会に関する議事録等の更新に要すると捉えたのですけれども、それで間違いないでしょうか。まずその点。

それと、決算委員会で求めたのは、そうではなく町のホームページ全体ですね。例え

ば、防災なり色んな項目があります。それが何時開いても同じものだと。その時に聞いた話では、こちらから校正の原稿を送れば時間はかかるけれども、更新されますよというお話だったんです。後々この金額では無理だということであれば、予算を付けてでもやるべきではないですかということになったと思うのですが、それを踏まえての増額かなと思っていたら、そうではないようなので、まずこの点はどうなっているのかをお聞きします。

それと59ページ、地域振興で先ほどの7番議員ともダブルなのですが、僕が聞きたいのは、この59ページの作業員賃金25万8,000円、これは何の賃金なのかを聞いておきます。同じく59ページ、農村地区パークゴルフ場トイレ新設にかかわって、この維持管理はどこが担当するようになるのかを伺います。それとルパンに関してはよろしいです。

69ページ、ゆうゆの光熱水費ですけれども、これはソーラーといいますか太陽光発電システムが稼働して、この施設の電力を賄うという話だったと記憶しています。その時で電気料がどのくらい減額になるのかという話の中では、15万～20万円くらいは賄えるのかなというお話だったんですけれども、予算を見ると全く同じ金額が載っていますので、その点がどうなっているのか。

それと71ページ風力発電ですね。この点検委託料585万9,000円、これは去年委託料が減額になっていたのので何故減額になったんですかとお聞きした時には、23年度が59万6,200円委託料ですね。それで24年度は55万6,000円になっていたのので、この減額は何ですかと尋ねたところ、23年度までは技術的なこともあって九州の業者で行っていると。昨年度からは、釧路でも対応が可能となったことによる減額ですよというお話でした。尚かつ今年度の3月の補正を見ますと、執行残で67万7,000円が執行残となっています。556万円からこの執行残を引くと実質488万3,000円で委託料が賄われているにもかかわらず、昨年より予算額が増額になったわけは、これが再び九州に戻ってしまったのか、それをお聞きします。

それと75ページ地方バスですけれども、巡回バスの委託料でございますが、この委託先、個人なのか会社なのかを聞いておきます。以上。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** ご質問にお答えをいたします。まず1点目インターネットの経費でございます。この経費につきましては、ホームページの部分では先ほど

税財政課長いいましたけれども、議会関連の項目については、今回の事業の中には入っておりません。現状の事業の中では進めておりますので、若干説明をさせていただきます。これにかかる経費です。議会の部分については管理費の中で行うという形で予定をしています。この管理費というのは、ホームページ上で大体54万5,000円程、保守点検合わせて全体の管理があります。この中にそれぞれの更新の処理、議会の議事録もこれに入っているということで処理をしております。それで新規扱いでデジタルのスケッチといいますか、月に数回色んな情報発信するという形で、若干これが10万円程増になっております。それに合わせて作成料等含めて、大体30万円程度増になっています。それと農業委員会の議事録と産業分野のひとつの中で、水産業務の紹介の部分が欠落しておりますので、それを新規に入れるということで35万円、それで今回の112万円という金額になります。これには当然ドメインとレンタルのサーバー等も含まれておりますけれども、一応現状ではそういう形で運営をして行きたいということで、予算を計上しております。

茶内の農村パークゴルフの管理でございますけれども、茶内農村パークゴルフ場のトイレの維持管理等については、茶内農村地区パークゴルフ場の運営委員会が管理という形で組織をされております。これはその他に各、茶内連合の4地区が合同になって管理をしているということになっております。

ゆうゆの関係の燃料代でございます。先般の時、月に大体20万円程度とっておりますけれども、実際この燃料代については、高騰も含めて今回かなり燃料の高騰があり、予算計上で本来であればまた光熱水費です。光熱水費で電気料も若干加算をされました。若干の電気料になって実質的に増になっているんです。その部分で例年同様の金額にさせていただきます。

それと風力発電の今回の予算の関係ですけれども、実際、今回補正の中で半年点検の減額をさせていただきました。というのは、今この風車は故障をして、半年点検を2月にやる予定だったんです。それが減額になって、実際先ほど話したとおり100数十万円というのが、半年点検の部分も含めて減額になっております。実際的には、この金額がかかるということで委託をしています。それと委託料の中で、補修の一部を入れております。半年点検に去年整備をした中で、どうしても、1年点検の時に修理をしなければならぬという箇所もありました。その増額を含めて、この金額になっているところであります。ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（大橋務君） 1番議員さんのご質問になります59ページの賃金のことです。昨年も花の管理、雑草を取るということで防草シートを敷設していないところについては、高齢者事業団にお願いをして除草作業をさせていただきました。地域の皆さんに協力していただきながら、除草等をしっかりやっけていけるのは勿論、それが目標ということで向かっているところではありますけれども、現時点で全てが、それに対応できるという状態になっておりませんので、植栽柵の中で雑草が激しい所につきましては、高齢者事業団の方をお願いをして、今年も雑草駆除、草取りをして行くということで予算を計上させてもらったものであります。

それから、ゆうゆのソーラー発電の中で、どの程度電気代が賄われているのかということですが、実は、業者さんの方ともちょっと相談して、どの程度のものかを計算してみました。概数では年間で30万円程度の発電が見込まれると聞いております。これを月に直しますと2万5,000円程度ですが、電気代が光熱水費の中でそれを賄うのは北電から買う電気については、ゆうゆの方がそれを全て使う形になりますので、そこに2万5,000円分が引かれる状態で精算が起きるというふうに、とってもらえればよろしいと思います。思っているよりも大きな金額を節電になってくるというものではありませんけれども、このソーラー発電自体が災害に向けた緊急時の施設ということで用意させてもらっておりますので、その辺の差異が少しありますけれども、電気代につきましては、30万円程度の浮きになってくるものだというふうに判断しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 1番議員さんから、巡回バスの委託先の関係でのご質問だったと思います。この巡回バスの委託先については、地元の運行業者さんに委託をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まずインターネットです、財政課とのやり取りはともかくとして、違っていたら訂正してください。要は今回増額になった35万6,000円で、随時こちらからデータを送ることによって更新はされるのかされないのか。まずはその1点。

それと作業員賃金ですね。今は多分そうじゃないかなと思って聞いていたのですけれ

ども、昨年度の答弁で、再度商工会また沿線の商店それと住民等に協力をお願いして、それで賄えない部分は町費で行うと明言されています。町長もそういう方向で協力を求めていきたいという答弁もいただいております。それは実際に、この間までになされたのか、なされていないのか。

それと、ゆうゆですね。これは先程同じ額の予算になったのは、北電の電気料のアップによるものだと、太陽光に関しては間違いなく年間30万円くらいの発電料は見込めるということで理解します。それと風力ですね。これは先ほど半年点検と申しましたか、要は1年分ではなかった為に、この67万7,000円が執行残として残ったということですか。今回業者は一緒ですか。釧路の昨年度と同じ業者さんと理解してよろしいですか。それと補修費、維持費だけではなく実際に補修も、ここに含まれているんだという話でございましたけれども、例えば、本当にちょっとしたもの数千円のもの交換であれば、それも可能かと思えます。ただ5万円、10万円というものが、ここに含まれているのであれば補修費として、これは別計上されるべきものでありますし、どうもそこが見えにくいので、あくまでも点検委託料ですからね。その点を再度確認しておきます。地方バスについては了解をしました。以上、もう一度お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** インターネットの更新につきましては、全体の更新の35万6,000円、先ほどいったように新規の部分だけが、今回追加で入っておりますので、本来のそれぞれの更新、今15項目あるのですけれども、その部分については、随時この更新が計られるということになっております。

ゆうゆの関係の修理の保守点検の修理業者ですけれども、これは釧路の業者です予定しております、今回2月に故障してやっていますので、一応予定としては釧路の業者を予定しておりました。ただし年次点検等については、三菱重工、長崎からという形であくまでもメーカーが来てという形になっております。これは当初の中から、そういうふうな契約をしておりますのでご理解願います。

それから風車の補修費の関係ですけれども、実際ちょっと私たちの状況ですけれども、今までの委託の契約の中で、実質1年点検をした中で、一部の部品交換が認められた場合については、今の予算の委託料の中に、一緒になって実施をするという形をもっております。これは委託料自体が全体の整備点検、調整もしておりますので1回の中で処置をすることが、日程もかからないものですから、委託料の中に入れて、整備をするとい

う状況でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（大橋務君） 今回の賃金の関係であります。昨年それぞれ花の苗を配らせてもらったところにつきましては、植栽柵についての管理を一括でしていただきました。ただ、植栽の中に花を植えなかった所がありましたので、その部分につきましては、高齢者事業団をお願いして、管理も合わせてしていただいたという経緯があります。本来は地域の皆さんが、それぞれその植栽柵の管理をして、雑草の駆除をしていただくのが最も良いことだと思っておりますので、今年特別に回って歩いて、またお願いするというようなことはまだしておりませんが、自治会とまた相談させてもらいながら、雑草駆除をしていただきながら、出来ないところについての管理を除草費用の中で賄って行きたいと考えておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。各個人との協議というのは現在しておりません。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 最後ですので本当に要点だけ答えてください。余計なことは一切要りません。まずインターネット、これはホームページの有る欄、ホームページに載っている欄についてはデータを送信することによって、議会だけではなく全ての項目が随時更新されると理解します。それと賃金です、このくらいの金額で何いつているんだと思うかも知れませんが、そうではないんですよ。よその地区は本当に昨年もいいましたけれども、ボランティアでやっているところが結構あります。だから、この地区はどうなのということで、その上で再度協力の要請をしますと答えられたので、それをなされたのか、なされなかったのか、確認したかったのです。どうしてもならない場合に、勿論草ぼうぼうにするわけにはいきませんから、それは町費でやってもらうのは、僕は構わないと思ひていますが、その努力だけはやっていただきたいと思ひます。後は、よろしいです理解しました。その2点だけです。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） インターネットのデータは、全てこの事業費の中で更新ができる形を持っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（大橋務君） それぞれの皆さんと協議をさせてもらい、景観美化を図りながら、雑草駆除を進めて参りたいと思ひておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

**○議長（波岡玄智君）** 6番中山議員。

**○6番（中山真一君）** 何点かについてお尋ねをさせていただきます。

まず45ページ、その他一般行政に要する経費の顧問弁護士の報酬につきまして、お尋ねをさせていただきます。前にお聞きしましたら、釧路の葛西真一さん地域弁護士にお支払いしているということでお聞きしていましたが、この葛西事務所の先生亡くなりましたよね。間違っていましたか。そして、そこに居た若い弁護士さんも亡くなられて先生もまた今回亡くなられましたので、契約先が何処になっているのか。多分弁護士事務所ではないかと思いますが、その契約先が何処なのか教えていただきたいと思います。それと24年、この顧問弁護士にどういうことを相談されたのか。それがあれば教えていただきたいと思います。

それから、51ページの公の集会施設と維持管理に要する経費の光熱水費につきまして、約50万円程増えているのですが、実はこれ私どもの町内会、会館が無いので良く分からないのですが、財政再建プランの中で公の集会施設につきましては光熱費50%負担という形で進んで来ましたが、これが25年度から無くなるという話を聞いているのですが、今回この25年の予算に関して、そういう話が全くされていませんが、それは間違いなことなのかどうなのか。そして全額町費で持つのか、もし持つとすれば、この50万円ですり足りなのかどうか。増額のどのくらい増えるものなのか。今まで各町内会に負担していただいた光熱費がどのくらいのものなのか。それについても教えていただきたいと思います。

次に54ページ、支所及び出張所費とありますけれども、出張所というのは、まだこの町にはあるのでしょうか。これはどういう場合の出張所なのか。その点について教えてください。

それから59ページのホームページの件ですけれども、先ほど課長からどんどん更新大丈夫だと。本来ホームページというのは、昨日のことが今日見られるそういう時代だと思いますけれども、もの凄く遅い。1カ月も2カ月も遅れたニュースしか入ってこないというような町のホームページですけれども、先ほどの1番議員さんの質問にもありましたけれども、どんどん更新されて行くという捉え方で良いんですね。それから先ほど課長の答弁の中で、町のホームページの更新委託料の他に管理費を使うといわれましたけれど、その管理費というのは何処の管理費のことでしょうか。何ページにあるどの

管理費のことなのか、それも教えていただきたいと思います。

それから、次の61ページ、行政文書等の配布に要する経費360万円につきまして、このお金というのは各町内会の文章の配布に、委託ということで払っているのだと思いますが、ということは町内会に委託した場合、町内会に入っていない人に対しては配布しませんので、これについてはどういう配布の方法を取られているのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

次に63ページ、職員構成に要する経費の旅費、赴任旅費40万8,000円、去年は13万1,000円でした。これはこれだけ増えた理由を教えていただきたいと思います。それから、次の65ページ職員研修に要する経費、研修旅費200万円と負担費の中の職員研修負担金50万円、この旅費の明細を教えていただきたいと思います。

それから79ページ、旅券発行事務に要する経費、これは町が旅券発行事務をやるようになってからもう3年4年経ちますか。毎年、浜中町で旅券の発券どのくらいの件数があるのか。道から委託されてからの年度を分かれば教えていただきたいと思います。色々細かいことですが、よろしくお願いたします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** ただ今のご質問にお答えをして参りたいと思います。

最初に弁護士報酬の関係で、今契約先はどうなっているかというご質問だったと思います。議員おっしゃるように葛西弁護士さんは昨年確かに亡くなりました。当初、葛西弁護士事務所という形で、弁護士事務所を開いていらっしゃった方で、その後に伊藤さんという弁護士さんが一緒になられて、葛西・伊藤弁護士事務所という形で現在、浜中町と顧問弁護士契約しております。この伊藤さんという方も実は葛西先生より先に亡くなっております。この伊藤さんは御夫婦で葛西弁護士事務所の中に入られた方で、現在は亡くなった伊藤さんの奥様が、代表として弁護士事務所を運営されております。現に葛西・伊藤法律事務所名所は変わっていませんので、代表が伊藤さんになられておりますけれども、そこと契約をさせていただいております。それと24年度相談した件数はあるかというご質問だったと思うのですが、総務課を通して、こういうことで顧問弁護士さんと相談したいというのはございませんでした。相談の内容個々である原課の方で自由に相談に乗れる体制になっていますので、それは何件かあったかと思うのですが、総務課で残念ながらそこまでは把握してございません。

それと光熱水費の関係でございましてけれども50万円、昨年度より概算が増えている

とこれは単純に電気料の値上げに伴う値上げです。いわゆる各地域の公共施設の維持管理費の50%負担をしていただくということになっているのですが、この分につきましては、今回、昨年行いましたまちづくり懇談会の中で、色々町の考え方もお話をさせていただいて、25年度から地元負担の50%については廃止をするということでご理解をいただいています。この予算のある金額は当然一度町の方で、全て各施設の分も払いますので、地元負担が50%を廃止したから、新たに支出する予算が増えるということではございません。地元負担からいただいた分は歳入の方で、歳出については変わることがございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それと委託料の関係ですけれども、確かに自治会さんには加入されていない方々もいらっしゃるようです。そういった方々については、町の方から個人に直接郵送で配付したり、たまたま各駐在員のところに職員が持って行きますので、その時に配布をするなり、そういう手法を取らせてもらっています。それから職員研修費の赴任旅費の関係ですけれども、これについては4月に採用する新採にかかるもので、実は8名採用する予定でございまして、地元2名、町外が6名です。その関係で赴任旅費が増えたというのは、そういった理由でございまして。それと職員研修費、研修旅費の関係ですけれども、初任者研修あるいは新規で管理職になった方々の研修まで結構な研修があります。大体大きくは変わらないのですけれども、4月になりますと当然、理事者含めてこの研修にこういった人たちを行かせるとか、あるいはこういう人たちに行ってもらおうという協議をさせていただいて、一定程度この研修にはこの人数というのを決めさせていただいて、まだ25年度は実際にこの研修に何人行くとかは決めていません。予算を200万円程付けていただいていますので、その200万円の範囲で検討していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

また、職員研修負担金内訳ですけれども、これについては、地元で研修をやる場合に、外部講師のいわゆる講師料ですね、今、謝礼という形ではなくて、何々研修については1回いくらですというような形で、パッケージみたいな形で料金が決まっているんです。

これは回数としては2回分、その研修内容についても具体的には、今年は全職員を対象にした研修にするのか、あるいは中堅以上の職員を中心にするのか、それには4月に入ってから研修の内容、回数を決めたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** ホームページのことをございますけれども、ホームページの発信、本当に遅いということおしかりはずっと長きに亘ってされておりました。

今回このことの改善を含めて予算を上げさせていただきました。しっかりとそれを捉えて、情報発信に努めて行きたいと思しますので、速やかにこの情報が来た部分については業者に発信をし、そしてホームページ上で掲載されるという状況で進めて行きたいと思しますのでお願いします。

それと管理費という話をします。先ほどのサイト全体の保守管理、これを管理していきますよということで、管理費という話も料金形態の時にお話をしたものですから、その辺がちょっと一応更新手続を全体すると、管理費をこの計上経費の中に入れておりますので、その管理費ということで、お話をしたところであります。若干説明不足があったと思いますが、そういう形で保守管理を設けていると、ですから更新手続きは、この保守管理の中でやっていきますというところをございますので、ご理解をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 兼務ということで、お答えさせていただきます。

最初に、54ページの支所及び出張所費の関係でございますけれども、確かに現在は過去にあったかどうか分かりませんが、現在は出張所というのはございません。それで過去の経過で残っていたものなのか、一方的にこういうふうに款項目の設定が定められているのか、ちょっと定かではございませんので、今後調べてもし直せるものであれば、直して行きたいと思っております。

次に79ページ、旅券発行事務に要する経費の関係でございますけれども、発行件数平成20年度56件、21年度59件、22年度58件、23年度66件、24年度が12月末で65件、以上となっております。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** 顧問弁護士の件につきまして契約先、その他は分かりましたが、相談件数が分からないということですが、集約していないということですか。ここに各課長さん達がいるわけですから24年度、私の課、私の所ではこういうことで相談に行きましたということがあれば、その課長さんに教えていただきたいと思います。

今の出張所というのは、町民課長が分からなくても、他の方でもし分かる方が居れば教えていただきたいと思います。

それから59ページのホームページの件ですが、といいますのは先ほどの1番議員さんの質問に対して、それから財政課長の補足説明の中で、議会のホームページが増えた分がこの部分というような説明をされましたよね。そしたら、まちづくり課長は議会には関係ないといわれましたけれども、それも入っていると、どちらも正しいとちょっとその辺、我々聞いている方はちょっと混同したのですけれども、その辺のことをもう一度正確にいつていただきたいと思います。

そして先ほどいいましたけれども、どんどん更新して行くということですから、それはもっともない方をすると、昨日のことが今日のホームページで新しいものが、どんどん見られるような形になるということで捉えてよろしいですか。その辺のこともお願いいたします。行政文書は分かりました。

職員研修の旅費の関係、これ25年度分はまだ決まってないということですが、24年度にこういうことをやったんだと、研修旅費こういう形で何処どこに、誰とは固有名詞は要りませんが、その為にこういう研修をやっているんだということを教えていただければと思います。お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 良く理解している人が答弁してください。

税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** 予算組のことについて、本来は私が答えるべきでありました。申し訳ございません。地方自治法施行規則に款項目節の基本となる名称は全て定められております。ただ、町村独自のものはあろうかと思っておりますけれども、これを直すということは難しいものと考えております。直すことは出来ない。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 弁護士の関係で私の方からお答えをいたします。葛西・伊藤弁護士事務所につきましては、教育委員会としまして、平成20年の霧多布高等学校の教職員の起訴の関係につきましては、今年度ではなくて平成20年の案件としまして、葛西・伊藤弁護士事務所さんの方に、教育委員会の予算として弁護士報酬を組んで相談、今年度相談というわけではありませんけれども、継続してお願いをしているという部分があります。

**○議長（波岡玄智君）** 他の課はありませんか。

まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** まず1点目につきましては、先ほどの弁護士さんの

相談ですけれども7月にありました。これにつきましては、特産品のおぼろ昆布にたばこの吸い殻が入っていたということでクレームがついてきました。これは商工会自体が受けながらでしたが、うちの方に観光協会の事務局もあるということで、買った本人の方からどうということだとクレームがつけられました。それをもって法律事務所に、実質色んな対応はしたのですけれども、しつこく来たものですから、どうなのかなということで話した所、法律事務所の方は、ある程度そのことについては、しっかりと町は対応しているのだから、ほっときなさいという話をされました。そうした中で、この事例については、それから話も無く、今のところは解決をしているところでございます。

それとホームページの関係でございませぬけれども、先ほどの税財政課長がいわれた議会の部分についての、件題も、この更新の中で出来るような体制で入っております。私、その部分についてはという話をさせていただきました。議会の関係については違いますよといったのですけれども、更新料の中では全部入っておりますので、今の管理保守点検の中で、更新が全部速やかにやって行けるという形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。それと早い形で発信をなささいという話をされました。この発信も当然状況によって、全部が全部という話をされました。速やかに1日経って次の日に発信出来るかということについては、業者間との調整もあつて、皆さんから送られた部分について、私たちも送っております。その処理も含めてありますので、2～3日かかるケースもあるということでご理解をしていただきたいと思っております。一応の状況として積極的に、この部分については早くに発信をして、広く情報を見れる体制を作って行きたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長

**○総務課長（箱石憲博君）** 研修旅費の内訳の関係でございませぬけれども、大変申し訳ありませんけれども、全研修は覚えておりませぬ。大きくはまず初任者研修、それから係長クラスを対象とした中堅管理職の研修、それと新人課長の研修、その他に年齢は関係ないのですけれども、管理能力研修、管理能力ですから、これは係長さんクラス、課長さんクラス、それで各専門分野、例えば税務職員の研修ですとか、保健師の研修ですとか、そういった研修含めて昨年は14の研修で、延べ111人が何らかの形で研修に参加をしています。この中には、当然、町独自でやられた研修も含まれています。これらの研修については、研修検討委員会というのがありますので、その中で、今年はどういった研修にどういう職員を参加させるかというのを決めて、それぞれ参加してもらっ

ているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** そうしますと顧問弁護士を使ったのは、教育委員会が前から組合との継続している問題それが継続ということで、24年度は相談ということはなかったという捉え方で良いですね。そうすると先ほどのまちづくり課の1件のみということで捉えてよろしいでしょうか。

それから、今の研修ですけれども、初任者研修というのは、例えば新人の人達がオータムフェストに行かれる研修も、その中に入っているということで捉えてよろしいでしょうか。それと今いわれました初任者研修、係長、課長それから能力、例えば、それぞれ自分でこういう研修に生かすのか、それとも例えば何々の研修会があるから出張させるのか、その辺のことがまだよく呑み込めないのですが、研修検討委員会というのがあるということですが、その検討委員会の中で協議して、それで1年間のことを決めるのか。その辺のことが良く呑み込めないで111名が出たということですから、その辺をもう少し具体的に分かれば教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、ホームページのことはそういう点では期待をしておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 顧問弁護士の関係については、昨年まちづくり課で相談された1点ということですが、今後、ことあれば大いに活用させていただきたいと思っております。

職員研修の関係ですけれども、まず初任者研修これは通常4月に採用された職員、浜中町ばかりではなくて、これは管内統一で釧路市で、2泊3日くらいで職員となつてのイロハをやる研修、これについては当然、町独自でも接遇含めてやります。先ほどオータムフェストとおっしゃっていましたが、これは2～3年くらい前から役場に入った新しい職員が、役場の産業なり主だった観光イベントの内容等を知らない人が多すぎるということで、これは積極的に参加させるようにしています。そのほかの専門的な税務職とか保健師とか、戸籍事務とか専門的な分野での研修については、一定程度経験を積んだ方に、更には業務を遂行するにあたっての研鑽をしてもらうということで、研修委員会で検討して、選定をしています。

また、この中には自主研修ということで、自ら自分はこの研修に行きたいということでテーマを決めて、あるいは自分の仕事と関係する分野、中々ご案内のとおり色々な会議なり色々な催しの各案内はいただくのですけれども、予算の関係上どうしても出張出来ないということも多々ありますので、その中でも尚かつこれはどうしても自分が仕事をする上で行ってみたいという、そういう高い気持ちを持っている職員については、自己研修という形でレポートを出してもらおう形で、行かせているというケースもございます。

また、役場の職員になって、まだ全員には行き渡ってはいないと思うのですけれども、やはり法律関係ですとか、条例関係ですとか、そういった部分行政マンとして、身に付けてもらわなければならないある程度の年齢に達したら、そういった内容の研修には積極的に参加をして勉強をしてもらう。そのような形で毎年研修の中身と、あるいは在職年数を勘案しながら、あるいは担当の仕事の内容を勘案しながら研修委員会で人選をして積極的に研修に行ってもらおう。または、それぞれ出向いて行く研修ですけれども、講師を呼んで、それも去年は2回ほどやっています。今年も職員研修負担金50万円の予算を組んでいますが、これも2回法令実務の研修と、最近は健康管理の面が行政でもかなり厳しくチェックされていますので、メンタル面の研修を予定しています。その講師それぞれ2日間くらいずつを予定していますけれども、その講師の分、経費として50万円を組ませていただいております。そのような状況でございますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

---

### ◎延会の議決

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

---

### ◎延会の宣告

---

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

なお9日・10日は休会とし、再開は、11日であります。

(延会 午後4時54分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員